

令和4年3月30日
四国地方整備局

「工事関係書類等の適正化指針」の改定について ～建設現場における働き方改革の実現に向けて～

工事関係書類等の適正化指針は、工事施工にあたって「土木工事書類作成マニュアル」に触れられていない、あるいは取扱いが曖昧なケース等について、対応方法を整理し、具体的な対応事例を明示することにより、受発注者、支援技術業務の各技術者の負担軽減がより一層進むことを目的に策定したものです。

本指針は、平成31年4月1日以降契約した全ての工事で適用していますが、内容の充実や更なる進化を図ることを目的に、**稼働中工事の受注者、発注者、支援業務者を対象にアンケート調査**を実施した結果、**649件の意見の提出**がありました。

この度、その調査結果を受け、四国土木施工管理技士会連合会の協力のもと設置した、受発注者等の技術者より構成される「工事関係書類等の適正化検討WG」による検討を踏まえ、「工事関係書類等の適正化指針」を改定しましたので公表します。

〔添付資料〕

- ・アンケート調査結果
- ・工事関係書類等の適正化指針（改定（赤字修正版））

アンケート調査で頂いた意見及び回答は、下記URLに掲載しています。

http://www.skr.mlit.go.jp/etc/tutatu/03_kensa.html

【問い合わせ先】

国土交通省 四国地方整備局 TEL：087-811-8311（直通）

企画部	総括技術検査官	坂井 剛	（内線3117）
	技術管理課	技術検査官	濱井 宣明（内線3123）